広島市政と市民

カッとする心の動きが事故のもと

毎月1日・10日・20日は「市民交通安全の日」です

5月1日号 No344

よい店や商品を選ぶ目を養いましょう

鮮魚モデル店

ことしも35店を選定

消費者が安心して買える店、消費者に親しまれる店づくりということが、強く望まれています。市では、商工会議所とタイアップして、毎日の消費生活にもっとも関連の深い生鮮食料品店の改善から手がけようと、42年に初めての試みとして鮮魚モデル店制度を設け毎年、モデル店の選定を行なっています。これは、衛生施設、計量設備、価格表示、経営内容などの面から総合的に審査して優良店を選んで表彰するとともに、店頭に表示するタテを贈る制度です。このたび、新しくつぎの鮮魚店を選びました。今後、業者のみなさんはモデル店にならって、店の改善・向上をはかってもらう必要がありますが、実際に店を利用される消費者のみなさんが、日常の買物の中で店や商品を選ぶ目をもっと養って、ほんとうに良い店を選ぶようにしていただかなくては効果はあがりません。とくに、生鮮食料品店は地元の消費者との結びつきがたいへん強いだけに、これからも地区の消費者が、みんなでよい店を育てていただきたいものです。みなさんの近くの鮮魚モデル店をご存知ですか。

鮮魚モデル店

◇恵美鮮魚店＝千田町三丁目1—31◇㈱ヨシケイ＝宇品御幸二丁目11—21◇桑田鮮魚店＝吉島新町二丁目25—10◇もりたが鮮魚店＝旭町1352の4◇茶川鮮魚店＝大宮一丁目26—19◇河本鮮魚店＝楽川町5—3◇山根鮮魚店＝向洋中町4—4◇出岡鮮魚店＝牛田中二丁目1—26◇大政鮮魚店＝千坂町桜が丘市営店舗◇岡村鮮魚店＝青崎一丁目1—3◇前岡鮮魚店＝二葉の里一丁目2—45◇中川鮮魚店＝宇品御幸二丁目10—25◇黒川鮮魚店＝宇品御幸三丁目10—1◇魚政＝住吉町14—26◇上田鮮魚店＝宇品東二丁目10—15◇芙満寿＝北大河町20—5◇渡部鮮魚店＝金屋町9—4◇岡田鮮魚店＝横川新町5—3◇木原鮮魚店＝宇品神田三丁目6—31◇金川鮮魚店＝本浦町1—1◇千北鮮魚店＝青崎一丁目9—5◇長尾鮮魚店＝的場一丁目6—12◇楠田鮮魚店＝段原大畑町8—1◇真田鮮魚店＝段原中町14—12◇大野鮮魚店＝中広二丁目23—2◇泉鮮魚店＝千田町三丁目1—4◇坂井鮮魚店＝宇品御幸二丁目1—8◇荒川鮮魚店＝皆実町三丁目891の1◇三宅鮮魚店＝皆実町一丁目16—14◇増吉＝桜町1—29◇三浦鮮魚店＝西観音町6—17◇柳川鮮魚店＝江波南三丁目12—33◇山口鮮魚店＝福島町一丁目2—16◇魚昌＝旭町1349◇梶川鮮魚店＝基町市営店舗

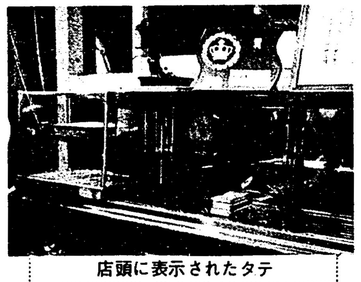

店頭に表示されたタテ

市営住宅の入居者を募集

5月15日から6日間受付け

昭和44年度分（2回目）の市営住宅の入居者を募集しますので、希望者はつぎの要領にしたがってご応募ください。

■申込み資格／①日本人で、市内に住むか勤務している人②現在同居しているか、これから同居しようとする親族（④三親等以内の親族⑤婚姻届は出していないが、事実上婚姻関係と同じような状態にある人⑥そのほか婚約者があり、入居日までに同居することができる人——を含む）があること③入居の申込みをする日において、申込者と入居しようとする親族（内縁関係の配偶者、婚約者も含む）各人の、過去1年間の所得金額を、それぞれ12で割った額の合計から、扶養親族ひとりにつき3,000円を控除した額が①第1種住宅の場合は、2万4,000円以上、4万円以下であること②第2種住宅の場合は、2万4,000円以下であること④現在、住宅に困っていることがあきらかである人。

■申込み方法／市営住宅入居申込書（5月8日から、市役所南庁舎地下売店前で、1部15円で販売する）に必要なことがらを記入し、①収入証明書か所得額証明書（収入がある人全員）②住民票の写し（入居しようとする人全員）③申込票④そのほか、必要とする書類——を添えて申し込む。

■受付け期間／5月15日（金）から5月20日（水）までの6日間。

■受付け時間／毎日午前9時から午後4時まで。

■受付け場所／市役所3階講堂

くわしいことは、市役所住宅管理課（電話45—2111内線632）へおたずねください。

市営住宅の募集内わけ

場所	種別	構造	1戸当りの面積	戸数	間取り	予定家賃	入居予定日
戸坂町東浄	1種	中層耐火づくり 5階建て	約43.5㎡	戸 49	6畳 4.5畳 3畳 台所兼食堂	9,500円	7月下旬
戸坂町東浄	2種	中層耐火づくり 5階建て	約36.8㎡	110	6畳 4.5畳 台所兼食堂	7,100円	8月上旬

市営住宅の申込み資格としての年収早見表　（単位：円）

種別	扶養親族 / 収入基準(月額)	0人	1人	2人	3人	4人	5人
1種	4万円以下の場合	700,000	745,000	790,000	835,000	880,000	923,529
1種	2万4,000円を越える場合	460,015	505,015	550,015	595,015	640,015	685,015
2種	2万4,000円以下の場合	460,014	505,014	550,014	595,014	640,014	685,014

(注) 1　給与所得者だけに適用されます。
2　金額は年間総収入金額(税金などを控除する前の金額)です。
3　所得のある人がふたり以上いる場合は適用しません。

編集・発行／広島市総務局広報課（電話代表45－2111）　印刷／文化印刷株式会社　発行日／昭和45年5月1日

汲取り便所に薬剤を散布

青深な夏を ハエのいない

最近、ゴミ容器の改善、下水道の整備など、生活環境の改善によって、うるさいハエの発生はかなり少なくなりました。しかし、残念ながら、絶滅の状態にまではいたっておりません。

市では、このたび、ハエの発生の根源と思われる汲取り便所に、薬剤をもれなく散布して、ハエの撲滅をはかることにしました。

今後、便所の汲取りをするときに、薬剤をお配りしますから、めんどうがらないで、必ず散布してください。

◇薬剤の配布方法＝ジノン5％水和剤5グラム入りのラミネート包装1袋をシ尿汲取り時に家庭にお渡しします。

◇使用の方法＝汲取りが終わったあとの便そうに、お配りしたジノン5％水和剤1袋を1.8リットル（約1升）の水で溶いて、すぐに入れてください。

◇ききめ＝うじ（ハエの幼虫）の駆除によくききます。

◇使用上の注意＝①皮膚についたり、食べものにはいったり、なめたりすると体に危険ですから、じゅうぶんに気をつけてください②すぐに使用することができないときは、小さいお子さんの手のとどかない場所に保管してください。

くわしいことは、市役所清掃局業務第一課（電話45—2111 内線818）へおたずねください。

募集

国家公務員

■国家公務員上級（甲種・乙種）
受験資格／昭和12年4月2日（乙種は昭和16年4月2日）から昭和24年4月1日までに生まれた人（性別、学歴は問わない）

■青少年矯正・保護観察職員上級（甲種・乙種）
受験資格／国家公務員上級と同じ。

■国税専門官
受験資格／昭和18年4月2日から昭和24年4月1日までに生まれた男子(学歴は問わない)

■海上保安学校学生（普通科）
受験資格／昭和21年4月2日以降に生まれた男子で、つぎのうち、どれかひとつに該当する人。①高校を卒業した人②高専の第3学年を修了した人③大学入学資格検定に合格した人。
申込み先／いずれも人事院中国事務局（上八丁堀6—82　電話21—3748）
受け付期間／いずれも5月11日（月）から5月29日（金）まで。

市役所臨時職員

雇用期間／5月20日から6月13日まで。
勤務時間／午前8時30分から午後5時まで。
応募資格／18歳から45歳までの心身ともに健康な女子。
日給／850円
募集人員／約30名
職務内容／市役所国民健康保険課で国保カードの書替え事務を行なう。
応募方法／履歴書を持参のうえ、市役所人事課へおいでください。

この人をご存知ですか

国保の健康優良家庭

市役所国民健康保険課では、前年度に医者にかからず、しかも保険料を完納した世帯を健康優良家庭として、記念品を贈っています昭和44年度の健康優良家庭のうち、つぎの人の住所が確認できなくて困っています。市民のみなさんの中で、ご存知の人がありましたら、至急、国民健康保険課（電話45—2111内線594）へご連絡くださるようお願いします。5月31日までに連絡がない場合は、該当者不明として処理させていただきます。（カッコ内は旧住所）——敬称略——

◇大田義一（皆実町三丁目892）◇吉田拓男（翠町1825）◇押山昭吾（加古町12—25新甲荘）◇沖田茂己（打越町465鈴木方）◇貞久延義（戸坂町2414—1新林方）◇秋済綾子（段原日出町534）◇山本勲（段原日出町280）◇石坂小四郎（第5基町1　486号）◇岡田歳秋（観音新町36—2）

出張所で葬祭料を

特別被爆者が死亡されたとき

特別被爆者手帳を持っておられる人がなくなられた場合、葬儀を行なう人に1万円の葬祭料を、これまでは原爆被害対策課の窓口だけで支払っていましたが、4月からは、住民登録をしている出張所でも、葬祭料を支払うことになりました。

①特別手帳②死亡診断書か死体検案書③印鑑——を持参し、所定の申請書（出張所に備付け）で請求してください。

くらしに直結する県政

広島県知事選挙　投票日は5月9日

5月28日で任期が終わる広島県知事の選挙が、5月9日に行なわれます。

この選挙は、むこう4年間、わたくしたちのくらしに直接影響のある県政を担当する知事を選び出すたいせつな選挙です。みなさんひとりひとりが、正しい判断で、必ず投票しましょう。

投票日に、仕事で出張中の人、指定病院に入院中の人などのために、不在者投票の制度があり、5月8日まで受け付けています。その手続きなど、くわしいことは、市選挙管理委員会事務局（国泰寺町一丁目4—22　電話45—2111）へお問い合わせください。

「改組第1回日展」へおいでください

わが国でもっとも規模の大きい総合美術展「日展」が広島市で開催されています。日本画、西洋画、彫刻、工芸美術、書など、全部で392点の作品が展示してあります。陽春のひとときを、ご家族づれでどうぞ。

とき／5月10日（日）まで、午前9時から午後5時まで。休館なし。
ところ／県立美術館（上幟町2—22）
入場料／一般（個人250円、団体200円）、学生（個人180円、団体130円）小中学生（個人100円、団体60円）

団体には、前売り団体券と当日団体券とがあり、いずれも20人以上です。

前売り団体券の発売所や団体申込みなど、くわしいことは、中国新聞社事業部（電話91—1111）へお問い合わせください。

計量器の定期検査を

ハカリ、オモリなど計量器の定期検査を行ないますから、必ずお受けください。検査は雨天でも行ないます。5月前半の日程と場所はつぎのとおりです。

◇5月11日＝江波保育園◇12日＝栄光幼稚園◇13日＝舟入小◇14・15日＝神崎小

受付け時間は、いずれも午前9時30分から正午までと午後1時から午後3時30分までです。

無料法律相談室を開催

広島弁護士会や在広裁判所、広島法務局では、憲法週間の行事の一環として、無料法律相談を行ないます。お気軽においでください。

とき・ところ／5月1日(金)午前10時から午後4時まで＝広島高等裁判所内　広島弁護士会館(上八丁堀2—43)
相談内容／交通事故問題、財産、相続、登記、婚姻、少年、家庭問題など。
その他の法律問題全般のことは、専門の弁護士が中心になって相談に応じます。

今月の納期

固定資産税
都市計画税
（各1期分）
軽自動車税
（定期分）

納付期限6月1日

広島市政と市民

特集号 No 345

下水道事業にご理解を

下水道整備で豊かなくらし明るい環境

市街地の雨水処理対策を

安全性高いシールド工法

最近、「シールド工法」ということばがよく使われています。先日、大惨事になった大阪のガス爆発以来、下水管工事や水道管工事などは、この工法で行なったほうが、安全性の面でよいと注目されています。

広島市でも、下水管埋設工事に、この工法を採用していますが、これは、簡単にいえば比較的軟弱な土質にトンネルを掘る場合に適しているもので、シールドといわれる強固な鋼製の筒を地下一〇㍍のところに入れて、トンネルを構築する工法のことです。仕組みは上図のとおりです。

この工法で工事を行なっているのは、市民球場南西広場から銀山町までのあいだです工法自体も中国地方で本市が初めて採用したということで意味がありますが、それよりも、この工事が終了すれば、八丁堀・流川地区はもちろんこの地区から北の区域の雨水対策が完全になることに大きな意義をもっています。ご承知のように、ここ数年来、瞬間的豪雨現象が多く、この地区も一時的に計画降雨量（下水管で排水できる最大の降雨量）を越え、それが浸水の大きな原因になっていました。この下水管埋設工事が完成すれば、その心配も解消されることになります。下水部ではこうした雨水対策には、とくに力を入れ、今後も全市的にこれを拡げる姿勢でいます。

（写真は、紙屋町付近のシールド工法による工事現場）

編集・発行／広島市総務局広報課（電話代表45－2111）　印刷／文化印刷株式会社　発行日／昭和45年5月8日

急がれる下水道の整備

軌道に乗った受益者負担金制度

第一期下水道築造事業の推進を

下水処理場を四つ建設

ブラジルから留学生として、日本にきた日系二世のある女性が、一般家庭に下宿して体験した日本の生活をつぎのようにもらしたことがあります。

「外国で育った者として一番目だったのは、こちらで下水がないこと。なぜ、これだけ人口の多い町、これだけすばらしい町に大切な下水がないのかしら……」と、ふしぎに思います」

彼女は、不運にも、公共下水道が整備されていない宇品地区に下宿していたために、こうした疑問をもち、日々の生活に不便を感じたわけです。いや、不運にもということばでかたづけてよい問題なのでしょうか。近代都市になるための条件として、まず第一に下水道の整備があげられます。広島市内で、水洗便所が使用できるのは市街地面積の一〇%という現実を考えると、その意味では、広島市は、まだまだ近代都市というにはふさわしくないかもしれません。

「明るく住みよい町づくりは下水道の整備から……」というキャッチフレーズにみられるように、わたくしたち全市民が、水洗便所を使用できるようになることが、快適な生活をする第一歩でしょう。

しかしながら、わたくしたちは下水道整備が遅れている現実は現実としてとらえ、これからいかにして、より早くこれを整備するかということを、みんなで考えなくてはなりません。

□　■　□

広島市は、昨年から「下水道事業受益者負担金制度」を採用して、巨額の経費を要する下水道整備を、一刻でも早く完成させようという方針のもとに、事業を進めてきました。幸いにして前年度の賦課対象地区のみなさんからは、絶大なるご理解とご協力を得て、この制度も着々と軌道に乗ってきています。原爆という未曽有の惨禍を受けた広島市は、その復興のために巨費を投じなければならず、また、六本の川によって分断されているという自然的悪条件も重なり、さらには、物価の急騰などが原因して、これまで下水道整備事業はかなり遅れていましたが、この制度を採用することによって、急速度に進展することが予想されています。

それでは、広島市の下水道整備は、現在どういう状態になっているのか。また、将来はどういう計画で事業を進めて行くのか。この号は、そうした問題を特集として編集しました。

広島市の下水道事業は、昭和二十六年度から、主として戦災復興区域を対象に、平和記念都市建設計画の一環としてスタートしました。総事業費六十億二千万円をもって、排水面積約千五百ヘクタールに下水道を整備しようとするこの計画も、最終年度の昭和四十三年度までに、すでに、十八か年を経過しながらも、計画面積で六五%しか進んでいない状態でした。これは、現在の市街地面積の二〇%に満たないもので、しかも、水洗便所を設置できるのは一〇%に過ぎません。そのように遅れた原因としては、①建設財源の約七割を占める国庫補助金や起債（市の借金）の獲得が、国家財政の関係もあって思うにまかせなかったこと②物価の上昇によって工事費が増加したこと――などがあげられます。しかし、このままのペースで下水道を整備して行ったのではあと三十年もかかることが予想されるため、下水部では、昭和四十二年から四十三年にかけて、下水道整備計画の検討を行ない、画期的な計画を策定しました。これがいわゆる「第一期下水道築造事業計画」です。

これによりますと、尾長排水区、大州排水区、翠町排水区、旭町排水区、吉島排水区、江波排水区の排水面積を拡張して、これまでの排水面積千四百九十四ヘクタールを約二千二百五十六ヘクタールにしました。また、これまでの計画では、水洗便所が使用できる区域は、千田処理区と江波処理区だけでしたが、これに、大州処理区と旭町処理区を加えて、水洗便所が使用できる区域を拡大し、水洗可能人口を三十八万人にしました。このため、千田と江波の下水処理場に加えて、大州と旭町に下水処理場を新しく建設します。江波処理場は、本紙でもたびたびお知らせしているように、昭和四十六年度中には完成しますが、新しく加えられた大州処理場は、四十七年度着工、五十年度完成、旭町処理場は、四十八年度着工、五十年度完成をそれぞれ予定しています。

さらに、十二か所のポンプ場を新設・拡張して水防対策を充実します。この事業に使用する下水管の総延長は約五百六十五キロ㍍というぼう大な距離になります。

以上が、第一期下水道築造事業のあらましですが、この事業は、昭和五十年度末に完成する予定で総事業費二百六十六億円、昭和四十五年度以降で百九十七億円が必要です。

さきに、これまでの計画で下水道の整備を進めるとあと三十年はかかるとのべましたが今度の計画は、これを昭和五十年度までに済ませるというものです。これは、いままでより三倍のスピードアップをすることになりますが、このように速度を早めないと、このたびの計画区域からはずされた地域に下水道をつくる時期は、いつになるか見とおしもつかないということになります。

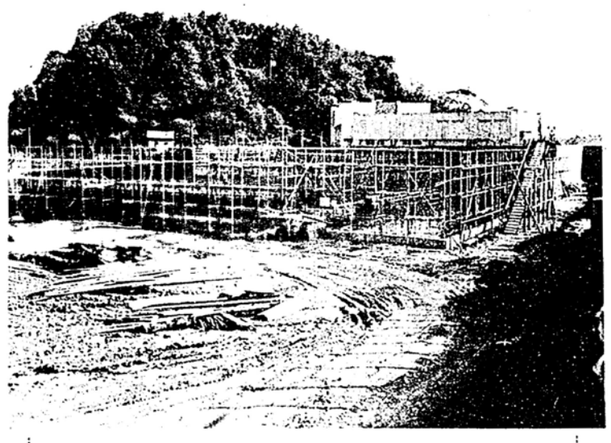

建設進む江波下水処理場＝4月21日撮影

第1期下水道築造事業計画概要

基本数値	排水区域	2,256ヘクタール
	排水人口	394,000　人
	処理区域	2,188ヘクタール
	処理人口	380,000　人
施設計画	管きょ	564,496メートル
	ポンプ場	12　か所
	処理場	4　か所
事業費		266億6,886万円
工期		昭和26年4月1日～同51年3月31日

負担金は事業費の5分の1

5年間、20回で分納を

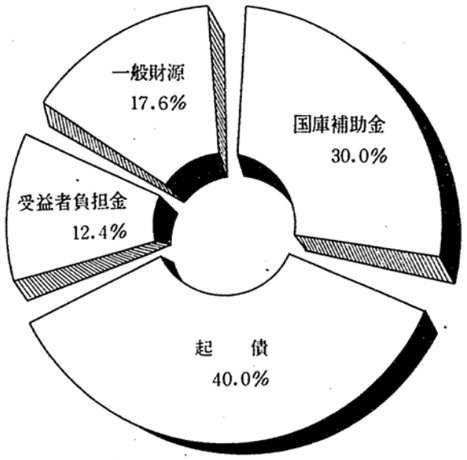

公共下水道事業財源内訳（44年度～50年度）

こうした本格的な下水道網を全市街地に、急いで張りめぐらすという画期的な計画を実行するためには、なんといっても事業に要する巨額な経費をどうするかということが問題になります。

そこでこの財源の調達の方法として、昨年度から「下水道事業受益者負担金制度」を採用したわけです。これは、いままでの財源調達法で進めたのでは、国の補助金や起債（借金）の増額が望めず、下水道の整備にメドが立たないという理由によるものです。

受益者負担金制度とは、公共下水道の整備によって、限られた範囲内の特定の人が、いちぢるしい利益を受ける場合、その事業の財源に当てるため、利益を受ける人に対して、受益の範囲内で負担金を賦課する制度です。

下水道事業というものが、道路や公園の建設など、他の一般公共事業と違って、公共下水道の整備によって限られた地域内の特定の人だけにいちぢるしい便宜を与えます。そのことは、下水道施設建設の費用を市民のみなさんを対象にして徴収される税金だけでまかなうという普通の費用負担方法では、その施設の設置によって利益を受けることができない市民のみなさんにも負担していただかなければならないことになります。これでは、大変公平を欠いた負担方法であるといえます。――受益者負担金制度は、このような観点に立って採用されたものです。

つぎに、この受益者負担金制度とはどんなものかをご説明しましょう。

▽受益者とは

受益者負担金の対象になる受益者は、公共下水道事業区域内にある土地所有者ですが、その土地に地上権・質権や使用貸借・賃貸借による権利の目的になっている土地は、それぞれの権利者が受益者になります。したがって、国・県市の用地、学校・神社・寺院などの用地はもちろん、田・畑・山林なども、すべて受益者負担金の対象になります。

▽負担金

国の方針では、負担率は建設費の三分の一から五分の一が適当であると指導していますが、本市では、その最低の五分の一を採用しました。したがって、事業に要する費用の額に五分の一を乗じて得た額を、公共下水道事業区域内の地積により配分した金額が、各受益者負担金額になります。これを単位面積当りの金額になおしますと、一平方㍍につき、百八十七円（一坪につき約六百十七円）ということになります。

▽負担金の納付

国の方針では、負担金の納付を三年から五年までの分割にするよう指導していますが、広島市ではなるべく市民のみなさんが納付されやすいように考えて、納付期間を五年に定め、さらに、一年間を四期に分けて、負担金を五年間に二十回で分納していただくようにしています。

受益者負担金賦課地区図

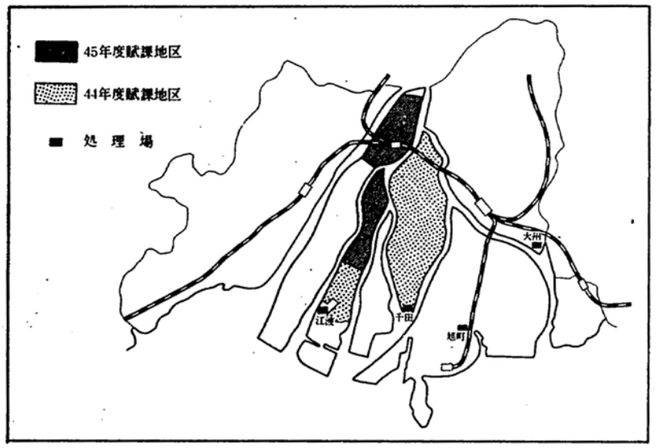

今年度は江波処理区を

順調に進む下水管の布設

この負担金は、下水道事業計画区域内の全域をいっせいに徴収しようとするものではありません。毎年、その年度に下水管布設工事を全面的に実施する区域を負担金賦課対象区域に定めることになっており、この地区から負担金を納めていただきます。昨年度では、千田処理区全域と江波処理区の一部を対象に負担金を賦課し、これらの地区のみなさんのご協力をあおいでいます。

さて、今年度は、上図のように江波処理区のうち、三篠排水区全域と江波排水区の一部を対象に、負担金を賦課することになり、この地区のみなさんのご協力をお願いすることになりました。

現在、建設中の江波下水処理場は、昭和四十六年度末には完成する見とおしで、水洗便所が使用できるようになるのは、昭和四十七年四月になる予定です。下水管布設の状況は、四十四年度末現在で三篠排水区が一六一・三四ヘクタール、昨年の賦課対象区域を含めた江波排水区が一六七・六六ヘクタールを済ませています。これらの地区は、四十五年度末までには下水管の布設工事がすべて終了する見込みで、完成のあかつきには排水・処理がスムーズになります

公共下水道は近代都市における市民生活を営むうえに、もっとも大切な基盤的施設です。広島市は中・四国地方の中心都市として、これからも大いに発展してゆくことが予想されますが、都市が大きく成長し、市民生活が高度化するにつれて、下水道完備の必要性は当面の急務となっています。

その手段として採用された下水道事業受益者負担金制度は、市民のみなさんと、国・市の三者が一体になって建設費を分担して、下水道事業を促進するための唯一無二の方策です。この受益者負担金制度を採用して進める下水道事業を、市民のみなさんひとりひとりにご理解いただき、美しい住み

みなさんの理解と協力を

よい町づくりが、計画どおり実現できるよう、ご協力をお願いします。

下水道事業に対するお問い合せは、建設局下水部下水庶務課（電話四五―二一一一内線八五六・八五七）へお願いします。

全市街地を水洗化

60年までに

引続き第2期計画を推進

広島市の汚水量は、生活水準の向上、都市再開発による高層ビル化とこれに伴う昼間人口の増大によって将来とも増加するものと思われますしたがって、下水道事業は急がなければならないわけです。いままでにのべてきた下水道の整備事業は、第一期下水道築造事業ですが、これは昭和五十年までに二千二百五十六ヘクタールを整備しようとするもので処理人口は三十八万人です。

ところで、さきほどのべたような汚水量の増加の傾向が見られる広島市の現況では、第一期築造事業だけではまったく近代都市としての名目もたちません。広島市が、名実ともに国際平和文化都市として位置づけられるためには、市街地全域の下水を高級処理によって、完全に処理する施設を完備しなければなりません。

昭和六十年の広島市の姿を描きそれを目標とした諸施策を盛り込んだ「広島市総合計画」の中では下水道整備計画は、第二期下水道築造事業を昭和五十年から同六十年までに進めることになっています。これによりますと、地域的には下図のとおりです。第一期下水道築造計画で建設した四か所の処理場（大州・旭町・千田・江波）に加えて、庚午地区に一か所処理場を建設し、計五か所の処理場で六十九万人の人口、四千八百六十七ヘクタールにわたる下水処理を計画しています。

これが完成しますと、現在の市街地がすべて水洗化されることになり、広島市は、中・四国地方の中枢管理機能都市としての役割りを果たすにじゅうぶんな下地をもち、国際平和文化都市にふさわしい都市が実現することになるでしょう。

広島市下水道計画

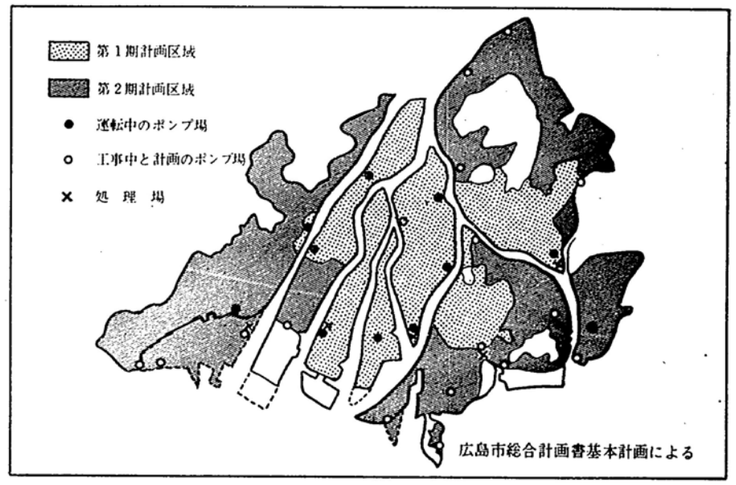

広島市総合計画書基本計画による

こんな状態は早くなくしたいものです

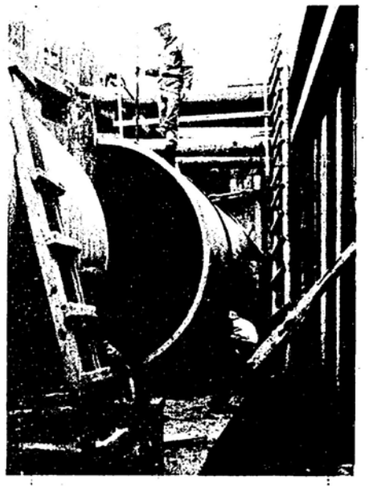
公共下水管の布設工事

下水管布設、排水路改良を

周辺部地区の下水対策

第一期下水道築造事業は、公共下水道の整備を計画したもので、その計画面積も二千二百ヘクタールと市街地面積の約半分に相当します。そこで、この計画からもれた周辺部の下水対策はどうなのかということが問題になります。

下水部では、第一期計画からもれた周辺地区の下水路整備を実施するために、昭和四十二年度から同四十九年度までの長期計画を立案して、下水管布設工事と排水路改良工事の二本立てで推進することになっています。

これによりますと、下水管布設延長五万九千六百㍍、排水路改良四万五千七百㍍、総事業費十九億五千百八十九万円で、四十三年度からは、競輪収益金の一部を財源として実施しています。四十四年度末で、下水管布設は、一万五千六百八㍍、進捗率二六%、排水路改良は、二万一千二十三㍍、進捗率四六%になっています。

こうした周辺部の下水対策は、水洗便所も使用できないという不完全なものですが、これは、公共下水道を整備するまでの応急的な措置です。第一期下水道築造事業計画が終了したあと、引続きこれら周辺部を対象にした公共下水道の整備をしないと、ほんとうの近代都市とはいえませんので、その計画も考慮しています。この地区のみなさんには、大変ごめいわくをおかけしますが、広島市のもつ自然的条件、人為的条件などにより、下水対策が遅れざるを得なかった事情をおくみとりのうえ、ご理解とご協力をお願いします。

広島市政と市民

5月15日号 No 346

人口と世帯

人口	555,684(556,857)
男	277,768(278,686)
女	277,916(278,171)
世帯	188,161(188,020)

昭和45年3月31日現在
(カッコ内は2月28日現在)

川に流されたたくさんのゴミをすくう清掃船

町内の道路を清掃する江波地区のよい子たち

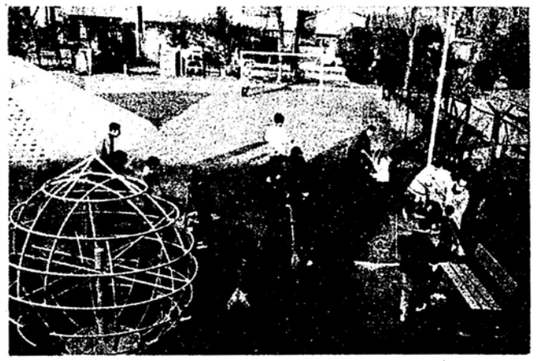

榎町公園を清掃する榎町地区のよい子たち

清潔で明るい町の実現を

平和公園を清掃する基町地区のよい子たち

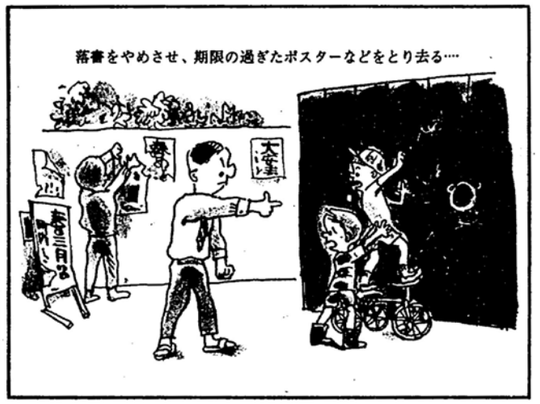

編集・発行/広島市総務局広報課(電話代表45-2111)　印刷/文化印刷株式会社　発行日/昭和45年5月15日

"水と緑のヒロシマ"をめざして

シティ・クリーニング作戦を展開

原爆を受けて「75年間は草木もはえないだろう」と言われた広島市も、ガレキの下から雑草が芽をふき、区画整理で町並みも整い、つぎつぎに大きなビルが建ち並んで、あたかも、廃墟の中からよみがえる不死鳥のように、生き生きとたくましい都市に発展してきました。

いっぽう、日本の現状に目を移せば、経済の高度成長に伴い、確かに生活そのものは便利になりましたが、その陰では公害や交通事故など、毎日のように暗いニュースもあとを絶ちません。経済の成長により、高くなって行く生活水準とは逆に、公害や清掃問題などが原因となって、都市の生活環境が悪化して行く面もあります。道路や公園、川などが汚されて、都市の美化をそこねていることも生活環境が悪化している一つの例といえましょう。

市役所では、昭和三十七年から「都市美化運動」を提唱し、毎年力を入れてきました。幸いこの運動をキッカケに、広島市は年を追うごとにきれいになったことは事実です。しかし、まだまだ汚れた町の姿をあちこちで見かけるのもまた事実です。残念ですが、これでは世界の国々に向かって平和を訴え続けている広島市として、はずかしいことではないでしょうか。

そこで、市役所では、このたび「広島市を清潔にする運動」を提唱し、八月三十一日まで、市民総ぐるみの清潔運動、つまり、シティ・クリーニング作戦を展開することになりました。

▼この運動は◇わたくしたちみんなの手で町を清潔にしようという公衆衛生道徳を高めるとともに◇清掃美化作業をつうじて、よりよい人間関係をつくりだし◇日常の実践活動をつうじて清潔な環境を保つ生活習慣を身につけ◇名実ともに、豊かで、明るい健康的な平和都市を建設しようとするものです。

道路や公園などをきれいに

▼町をきれいにするために、たとえば◇町内の道路、公園、広場あき地、下水溝など、市民のみなさんで身近かにできる清掃美化作業を毎月一回定期的に……◇落書きをやめさせ、期限の過ぎたポスターや汚れた張り紙などのあと始末を……◇タバコの吸いがらやきたない物は、必ず決められた場所へ……◇水溜り、ゴミ、犬や鶏のフンなど、カ、ハエ、ゴキブリなどの衛生害虫の発生源をなくしたり、発生源への出入りを防止したりして、衛生害虫の駆除を……◇犬の放し飼いをやめるとともに、放し飼いをしている人がいれば注意してやめさせ、フンの始末は飼い主が責任をもって処理を……◇広場やあき地には、できるだけ草花などを植え、町内の美化を推し進め、なごやかなふんい気を……——これがシティ・クリーニング作戦です。

▼この運動を実施するために◇市役所衛生課に推進本部を置くとともに◇この運動を市全域に展開していくため①各学区を単位として学区内の町内会長、公衆衛生推進委員などをはじめ、関係団体が実践活動を話し合って実践計画を決めるとともに②町内会では、その実践計画をもとに、さらに、細かい作戦を立て、各町内会に適した方法で町をクリーニングして行こうとするものです。

× × ×

では、ここで、毎月一回、町ぐるみで、いっせい清掃を行なっている例をご紹介しましょう。

榎町二区町内会と西十日市町内会では、榎町に住んでおられる片岡重三さんを中心にして、毎月第三日曜日にみんなが集まって、地区内にある天満川の河岸緑地や西電話局の北側にある北榎町公園、バスの停留所など、日ごろ、個人では手の行き届かない場所をきれいにしておられます。「町の汚れはその町のはじです。それと同じように、広島市がきたないのは、広島市民のはじだと思うんです」

また、この地区は、衛生面でも地区内の各家庭を対象に、便所の不良個所のいっせい点検と改良など、キメ細かい活動を続けておられます。こうした地区ぐるみの活動は、推進役である片岡さんを中心に、町内会のみんなが話し合いのうえで、なごやかなふん囲気の中で行なわれています。

「きたないところにゴミもたまって行く」——つまり、町がきれいになっているとゴミ一つ捨てるのも気がひけますが、汚れていると、つい平気で自分もゴミを捨てやすくなり、輪をかけて一層きたなくなってしまうものです。ですから、どうしてもゴミが捨てられないように、きれいな環境をつくらなければなりません。この「シティ・クリーニング作戦」のネライもここにあります。

市役所衛生課では、学区単位の話し合いに積極的に参加して、各地区のご要望を聞くことにしています。このシティ・クリーニング作戦は、五月からスタートしたばかりです。「こういう方法もあるのでは……」、「一つこういうこともやってはどうだろう……」というように、ご意見やご提案がありましたら、ご遠慮なく、どしどし市役所衛生課（電話四五—二一一一内線八一五と七三一）へお申し出ください。

平凡な運動を地道にたゆまず積み重ねてはじめて、水と緑と太陽に輝く、美しく清潔な都市の誕生という非凡が実現するのです。真に国際平和文化都市広島の名にはじない、美しい町を一日も早く築きあげたいものです。

平和公園を清掃する山田市長ら市の職員

安くなる市県民税

四十五年度から実施

このたび、地方税法や市税条例の一部が改正され、市・県民税の減税や固定資産税・都市計画税の負担を軽くする措置、電気ガス税の免税点の引上げなどが行なわれました。おもな改正点は、つぎのとおりです。（カッコ内は改正前）

▼市・県民税

▼各種所得控除額の引上げ／①基礎控除＝十三万円（十二万円）②配偶者控除＝十一万円（十万円）③扶養控除＝八万円（六万円）ただし、配偶者のいない納税者の場合、ひとり目だけ＝九万円④医療費控除（最高限度額）＝三十万円（十五万円）⑤老年者・か婦・勤労学生・障害者控除＝八万円（七万円）⑥特別障害者控除＝十万円（九万円）

▼障害者などの非課税となる所得限度額の引上げ／障害者、か婦未成年者、老年者の非課税となる所得の限度額＝三十二万円（三十万円）

このような改正によって、給与所得者で、夫婦と子ども三人の標準世帯ですと、収入金額が七十二万九千七十一円（六十二万三千七百七十一円）以下であれば、市・県民税の所得割りがかからなくなり、また、収入金額百万円の人で約四千八百円、収入金額二百万円の人で約一万円の減税になります。

▼固定資産税・都市計画税

四十五年度の固定資産の評価替えに伴う土地（農地はのぞく）にかかる固定資産税と都市計画税の負担増を軽くするため、つぎのような負担調整が行なわれます。

▼固定資産税の負担調整／前年度の課税標準額に、上の表にある上昇率区分ごとの負担調整率を掛けて新年度の課税標準額を求め、これをもとに税額を算出します。

▼都市計画税の負担調整／固定資産税と同じ方法で税額を算出します。

このようにして算出した固定資産税と都市計画税の課税標準額が四十五年度の評価額を超える場合は、四十五年度の評価額がそのまま課税標準額になります。

さらに、農地に対する固定資産税と都市計画税は、三十八年度の評価額と四十五年度の評価額を比べて、低いほうの評価額を課税標準額にします。

▼電気ガス税

一か月の電気使用料金が六百円（五百円）以下、ガス使用料金が千二百円（千円）以下であれば、電気ガス税はかかりません。

くわしくは市役所主税課（電話四五—二一一一内線四五四）市民税課（内線二六一）資産税第一課（内線二六五）のいずれかへおたずねください。

固定資産税・都市計画税の負担調整率

税別	上昇率の区分	負担調整率
固定資産税	3倍未満	1.1
	3倍以上 8倍未満	1.2
	8倍以上 25倍未満	1.3
	25倍以上	1.4
都市計画税	2倍未満	1.3
	2倍以上 4倍未満	1.6
	4倍以上	1.9

注）上昇率は、固定資産税＝45年度の評価額／38年度の評価額　都市計画税＝45年度の評価額／44年度の評価額　により求める。

牛田、霞など五つの地区に

五月十日から 新住居表示を実施

広島市では、五月十日から、牛田、霞、出汐、旭の各地区の一部では、これらの地域に住んでおられる人の住所の表わしかたは、今後は街区番号と住居番号を使って、「広島市〇〇町〇丁目〇番〇号」というように変わります。ただし、牛田、霞、出汐、旭の各地区の一部ではこれまでの町名を使用する地区がありますので、おまちがいのないようご注意ください。

広島市では、この新しい住居表示制度を、昭和四十年四月から手がけており、昭和四十六年度を終了目標にして、順次、この事業を進めております。今後とも、この事業に対して、市民のみなさんの深いご理解とご協力をお願いします。

住居表示を実施している区域内で建物を新築・改築される場合は、新しい住居番号をつけますので、必ず市役所住居表示課（電話四五—二一一一内線九〇三）へ届け出てください。

しましたしたがって、これ

変更後の町名	変更前の区域
うしたほんまち 牛田本町四丁目	牛田町の一部
うしたほんまち 牛田本町五丁目	〃
うしたほんまち 牛田本町六丁目	〃
かすみ 霞一丁目	段原山崎町の一部、出汐町の一部、霞町の大部分
で しお 出汐一丁目	出汐町の一部
で しお 出汐二丁目	〃
で しお 出汐三丁目	〃
あさひ 旭一丁目	旭町の一部
あさひ 旭二丁目	〃
あさひ 旭三丁目	〃
はりこし 堀越三丁目	昭和41年9月1日に町界町名の変更だけを行なう

被爆者に幸せを

定期健康診断を 日曜健診は五月十七日に

四十五年度の特別被爆者手帳の検認とあわせて、前期の被爆者健康診断を実施します。

五月後半の日程はつぎのとおりです。

▼出張班／◇20日＝中山集会所◇21・22・25・26・27日＝尾長小◇28・29日＝三篠小

▼原爆被爆者福祉センター班／◇15・18・19・20・21・22・25日＝本川学区◇26・27・28・29日＝基町学区

▼舟入被爆者健康管理所班／◇15・18・19・20・21日＝河原町◇22・25・26・27日＝舟入町◇28・29日＝舟入中町

受付け時間は、いずれも午前九時三十分から午前十一時四十五分までと午後一時から午後三時四十五分までです。

今月の日曜健診は、五月十七日の午前九時から午後三時まで、原爆被爆者福祉センターで行ないます。

所得税額の届出を 五月三十日までに

特別被爆者で、原爆特別措置法で定められている特別手当、健康管理手当、医療手当、介護手当の支給を受けている人と、所得税額が多いために、現在、支給を受けていない人は、所得税額を届け出ていただくことになっています。

市では四月末ごろに届出用紙を同封した通知書を個人あてにお送りしますので、まだ、届け出ておれない人は、つぎの要領で至急届け出てください。もし、届け出をされない場合は、六月分からの手当は支給できませんのでご注意ください。

▼届け出の期限／五月三十日まで（日曜日をのぞく）

▼受付け場所と時間／原爆被爆者福祉センター（国泰寺町一丁目四—一五）二階　平日は午前九時から午後五時まで。土曜日は午前九時から正午まで。

▼提出する書類／①所得税額届②世帯員全員の住民票の写し③四十四年分の所得税額証明書（満十八歳以上の同居の家族全員）——⑦給与所得者は、雇用者の発行する給与の源泉徴収票④市の失業対策事業従事者は、市役所労政課の発行する給与証明書⑤生活保護を受けている人は、生活保護証明書⑥その他、所得がなく、申告していない人や自分の家で事業を営んでいる人、自由業などの人は、税務署が発行する納税証明書④特別手当証明書か健康管理手当証書（証書に引続き手当を支給する「検認印」を押したのち返す）⑤印鑑⑥原爆手帳

くわしいことは市役所原爆被害対策課（電話四五—二一一一内線八一九）へお問い合わせください

日本脳炎の予防接種を

一般市民は5月15日から

日本脳炎はカ（おもにコガタアカイエカ）が媒介するもので、感染すると四日から二週間くらいで発病し、その三分の一以上が死亡するといわれています。また、たとえなおったとしても、大半の人は運動・精神障害をおこすというおそろしい伝染病です。予防対策としては、カに刺されないようにすることはもちろんのこと、過労を避け、睡眠や栄養をじゅうぶんにとることが大切ですが、予防接種が一番効果があり、感染しても発病することはまずありません

市では、保育園、幼稚園、小中学校の乳幼児児童・生徒を対象にして、いっせいに予防接種を実施します。

そのほか、市民のみなさんの中で予防接種をお受けになりたい人は、つぎのとおり実施しますのでおいでください。

期間／五月十五日（金）から七月十日（金）まで

場所と時間／◇東保健所＝毎週金曜日◇西保健所＝毎週月曜日（五月十八日をのぞく）◇南保健所＝毎週木曜日　時間はいずれも午後一時から午後三時まで◇病院・医院＝診療受付け時間中。料金は実費がいります。（生活保護世帯など、生活にお困りの世帯員が保健所で接種される場合は、料金が免除されることがある）

くわしいことは各保健所まで。

募集

市民講座受講生

講座内容／◇「国際連合の正体と日本」＝講師　広島大学小谷鶴次教授　期間：五月二十八日（木）から五月三十日（土）午後六時～午後八時◇「国際社会における東アジア」＝講師　広島大学今堀誠二教授　期間：六月四日（木）から六月六日（土）午後六時～午後八時。

会場／平和記念館第二会議室

受講料／無料

申込み期限／五月二十三日（土）まで。

申込み先／広島平和文化センター（市内中島町一―二　平和記念館内）

申込み方法／往復ハガキに「第四回市民講座申込み」と書き、住所氏名、年齢、勤務先（所在地、電話番号も記入）を記入して申し込んでください。また、返信用ハガキにも住所、氏名をお忘れなく。

くわしいことは広島平和文化センター（電話四一―五二四六）へおたずねください。

競輪臨時従業員

職務内容／投票業務

募集人員／約七十名（満四十五歳未満の健康な女性）

給与／八百円（基本給六百円プラス皆勤手当二百円。ただし、試用期間三か月終了後は基本給六百五十円）

勤務時間／①発売関係＝午前十時三十分から午後五時まで②払戻し関係＝午前十一時から午後五時三十分まで。

勤務日数／一開催（一か月）当たり六日間。

面接日時／土・日曜日をのぞく午前九時から午後四時まで（採用者は面接のうえ即時決定）

面接の場所／競輪事務局（宇品海岸三丁目六番）

そのほか、繁忙手当や記録手当などの諸手当がありますが、くわしいことは競輪事務局（電話五一―四五三〇）へどうぞ。

成人学校参加者

▪講座内容と講師／◇ペン習字＝白日行雄氏ほか◇法律入門＝岡田俊男氏ほか◇広島市の歴史＝甲斐英男氏ほか◇油絵＝柿手春三氏ほか◇孔版＝三宅照一郎氏ほか◇文学＝松元寛氏ほか◇心理学＝小林利宣氏ほか◇英会話＝山本勇三氏◇話しかた＝川井昭三氏◇ギター＝橋本勇夫氏ほか。

▪期間／六月八日（月）から七月十一日（土）まで。午後六時～午後八時。いずれの科目も週二回。

▪参加者資格／①満十五歳以上で市内に住所か勤め先がある人②期間中、休まずに出席できる人。学歴は問いませんが、高校生はのぞきます。

▪定員／いずれの科目も五十名。

▪受講料／無料（科目によっては教材費が必要）

▪受付け期間／五月十八日（月）から五月二十三日（土）まで。

▪受付け場所／中央公民館（中島町一―二　平和記念館内）

▪申込みの方法／往復ハガキに、受講希望科目、住所、氏名、性別年齢を書いて申し込んでください。申込み数が定員を越えた場合は、受講者を抽せんで決めます。

そのほか、要項の申し込みやお問い合せは、中央公民館（電話四一―五二四六）へどうぞ。

施設見学会参加者

とき／五月二十五日（月）午前九時から午後三時三十分まで。

見学する施設／社会福祉センター　千田下水処理場　中清掃事務所　ユース・ホステル　牛田浄水場　永安館（変更することがある）

集合／市役所玄関前に午前八時四十五分までに集合してください。

申込み先／市役所広報課（電話四五―二一一一内線五〇九）へ必ず電話で申し込んでください。

その他／①定員は五十五名（定員になりしだい締め切る）②昼食、雨具はご持参ください。

国勢調査のポスターと標語

▪応募の締切り／いずれも五月二十五日（月）　当日の消印有効

▪応募作品の送り先／総理府統計局（郵便番号一六二　東京都牛込局区内）

くわしくは市役所統計課（電話四五―二一一一内線四七一）へお問い合わせください。

調査にご協力を

商業統計調査

商業統計調査が六月一日現在で全国いっせいに行なわれます。これは二年ごとに、通産省が行なうもので、わが国の商業活動の実態を明らかにする統計をつくり、行政や民間企業の経営などに役だてるものです。

市内の約一万七千の卸売業、小売業、飲食店を対象に、五月下旬ごろから、調査員が調査票を配布し、記入の依頼にまいりますからご協力をお願いします。

くわしくは市役所統計課（電話四五―二一一一内線四七一）へおたずねください。

保育実態調査

市では、保育実態調査を六月一日から十五日間の予定で行ないます。この調査は、小学校に入学する前のお子さんがおられる世帯を対象に、くじ引き式に約八千六百世帯を選んで、小学校に入学する前のお子さんの保育の実態とその世帯の状況、保育のありかたに対する保護者の意向、行政に対する希望などを六月一日現在の状態で調べ、今後の保育行政を推進するための資料にするものです。

この調査は、あくまで広島市の保育状態の実情を全体的におしはかるものですから、後日ごめいわくがかかるようなことは絶対にありません。

調査員がおうかがいしましたらこの調査の趣旨をおくみとりいただき、ご協力くださるようお願いします。

一般登記事務も受付け

五月十一日から再開

法務局では、東部復興土地区画整理に伴い、一時停止していた、この事業に関連する地区の一般の土地と建物の登記事務を五月十一日から再開しました。

五月後半の日程

計量器の検査を

ハカリ、オモリなど計量器の定期検査を行ないますから、必ずお受けください。検査は雨天でも行ないます。

5月後半の日程と場所はつぎのとおりです。

◇5月18日＝榎町公園◇19日＝市計量検査所◇20日＝大芝小◇21日＝三篠小◇22日＝横川第二公園◇25日＝広瀬小◇26・27日＝本川小。受付け時間は、いずれも午前9時30分から正午までと午後1時から午後3時30分までです。

性病予防週間

血液検査を

5月24日から30日までは「性病予防週間」です。保健所では、この週間中、梅毒の血液検査を無料で行ないます。また、婚姻時や妊娠時の血液検査は、年間をつうじて無料で行なっていますので、希望者は東・西・南の各保健所へ申し込んでください。

受付け時間は、午前9時から午後3時（土曜日は午前10時）までです。くわしくは各保健所へどうぞ。